

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- | | |
|--------------|--|
| (1) 調達番号 | 医病036 |
| (2) 調達件名及び数量 | 硝子体手術装置 コンステレーションビジョンシステムLXT 米国アロク社製 3式 外の保守点検 |
| (3) 契約期間 | 令和6年4月1日～令和7年3月31日 |
| (4) 作業実施場所 | 国立大学法人大阪大学医学部附属病院 |

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。
- (3) 製造元より代理店の承認を受けている者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘2番15号
国立大学法人大阪大学医学部附属病院 管理課 用度第二係
電話 06-6879-5126
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和6年3月26日(火) 17時
(郵送又は宅配便により提出する場合は提出期限までに必着のこと。)

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

見 積 書

調達番号：医病036

調達件名：硝子体手術装置 コンステレーションビジョンシステムLXT 米国アロン社製 3式 外の保守点検

見 積 金 額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

- ※ 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- ※ 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- ※ 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

請負契約書(案)

請負の表示 硝子体手術装置 コンステレーションビジョンシステム LXT 米国アルコン社 製 3式 外の保守点検
(内訳) ①硝子体手術装置 コンステレーションビジョンシステム LXT 米国アルコン社 製 3式

②白内障手術装置 センチュリオンビジョンシステム 米国アルコン社 製 3式

請負代金額 金 円也 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学医学部附属病院 病院長 竹原 徹郎と受注者 との間において、上記の請負業務(以下「業務」という。)について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

第1条 受注者は、別紙1「仕様書」に基づいて、業務を行うものとする。

第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

第3条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙3「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。

第4条 業務は、国立大学法人大阪大学医学部附属病院において、これをするものとする。

第5条 契約期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

第6条 受注者は発注者に対し、業務完了後、作業完了報告書を国立大学法人大阪大学医学部附属病院管理課用度第二係に送付する方法で交付するものとする。

第7条 請負代金は、業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第8条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学医学部附属病院管理課用度第二係に送付すべきものとする。

第9条 契約保証金は免除する。

第10条 受注者の故意又は過失により、発注者の建物・設備・装置を損傷させた場合は、その損傷について、受注者は賠償の責を負うものとする。

第11条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第12条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。

第13条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和6年3月 日

発注者

吹田市山田丘2番15号
国立大学法人大阪大学医学部附属病院
病院長 竹原 徹郎

印

受注者

印

仕 様 書

請負の表示 硝子体手術装置 コンステレーションビジョンシステムLXT 米国アルコン社 製 3式 外
の保守点検

対象装置 ① 硝子体手術装置 コンステレーションビジョンシステムLXT 米国アルコン社 製 3式
(SN/1602079701Xリペアサービス 1式 SN/1602455701X・2101886101Xプレミアムリペアサービス 2式)
② 白内障手術装置 センチュリオンビジョンシステム 米国アルコン社 製 3式
(SN/1601617601Xリペアサービス 1式 SN/1501280801X・1601414101Xプレミアムリペアサービス2 2式)

1. 受注者は、本仕様書により、請負を実施するものとする。
2. 発注者は、保守点検の実施に際し、国立大学法人大阪大学医学部附属病院（以下「本院」という。）職員を立ち合わせ、監督するものとする。
3. 検収は、受注者が提出する報告書に基づいて行うものとする。
4. 定期保守点検の実施日は、予め本院職員と協議して定めるものとする。
5. 保守点検のために受注者の技術員が来院したときは、本院職員に申し出なければならない。帰社の際も同様とする。
6. 保守点検実施上疑義が生じたときは、その都度、本院職員と協議し、処理するものとする。
7. その他詳細については、本院職員との協議によるものとする。

I. 請負の概要

本院に設置されている①②の装置が正常に作動するよう本仕様書により保守点検を行うものである。

II. 請負の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

III. 請負の実施時間帯

- (1) 定期保守点検
原則として、月曜日から金曜日まで：9時00分～17時30分
但し、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。
- (2) 緊急保守点検（修理）依頼の標準受付時間
原則として、月曜日から金曜日まで：9時00分～17時30分
但し、国民の祝日、年末年始（12月31日～1月3日）を除く。
また、現地作業がこの時間帯内に完了せず、かつ発注者及び受注者が必要と認めた場合には、標準受付時間を超えて作業を継続しても構わない。

IV. 請負の実施場所

外来・中診棟4階 手術部

V. 保守点検業務の内容

- (1) 定期点検作業
原則平日に実施すること。
定期保守点検の実施回数は、装置①については、上半期1回、下半期1回 合計2回、
装置②については、請負期間内に1回行うこと。
- (2) 緊急保守点検（修理）作業
装置に障害や故障が生じた場合、受注者は発注者の修理依頼を受け付け、現地作業が必要な場合は、
発注者の業務に支障がないよう可能な限り迅速に技術者を派遣し、装置の修復に努める。

VI. 費用の負担

- (1) 受注者は、次の(2)及び(3)に記載のものを除き、定期保守点検に伴う作業費、故障・修理に伴う緊急保守点検費、交換部品費、派遣費、修理代替機費を負担する。
なお、無償交換できる主要部品・アクセサリは別紙2のとおりとする。

※コンステレーションビジョンシステムLXTのプレミアムリペアサービスについては別紙2の部品・アクセサリを無償交換が可能及びOzilハントビース、U/Sハントビースまたはフラグマハントビースを2本/年まで修理交換可能とする。コンステレーションビジョンシステムLXTのリペアサービスについては別紙2の部品のみ無償交換とする。

※センチュリオンビジョンシステムのプレミアムリペアサービス2については別紙2の部品・アクセサリを無償交換が可能及びOzilハントビースまたはAutoSert IOLインジェクターを2本/年まで修理交換可能とする。センチュリオンビジョンシステムのリペアサービスについては別紙2の部品のみ無償交換とする。

- (2) 次の費用は、別途発注者が負担する。
 - ア. 標準受付時間以外の時間に発注者の修理依頼に対応した際の修理作業費及び出張費
 - イ. 実施時間帯以外の時間に定期保守点検を行う際の作業費
- (3) 発注者、受注者間で協議の上、次のいずれかに該当すると認めた場合は、受注者が行った保守点検業務費用はこの契約に含まれず、発注者が別途受注者に支払うものとする。
 - ア. 使用者の誤操作、取り扱いの不注意による場合、取扱説明書などに記載されている操作方法及び注意事項などを遵守しなかったことによる故障の場合
 - イ. 受注者指定以外の第三者によって対象製品の据付、移設、保守、修理又は改造が行われた場合
 - ウ. 火災、地震、風水害、落雷などの不可抗力による故障の場合
 - エ. 故障が受注者指定以外の部品、消耗品、付属機器の使用に起因する場合
 - オ. 取扱説明書に記載されている電源、設置環境などの製品使用条件を逸脱した状態で使用された場合、適切な製品使用条件を維持するために必要な措置に関する取扱説明書の規定及び受注者のガイドラインその他の助言を遵守しなかったことによる故障の場合
 - カ. 消耗品等の交換の必要性が生じ、その旨を受注者が発注者に通知したにも関わらず、発注者がこれを速やかに受け入れず、当該部品の不良が原因となり装置が故障した場合
 - キ. 保守点検業務対象装置の仕様、設置条件などの変更に伴い新たに必要となった作業の場合

VII. 交換部品の所有権

修理等により交換された故障部品の所有権は、受注者に帰属する。

VIII. 作業環境

発注者は、受注者がこの契約の目的に従って保守点検業務を遂行できるようにするため、受注者に対し次の条件を常に保障するものとする。

- ア. 受注者のエンジニアが装置の設置場所に立ち入り、制約なく作業が実施できるようにすること。
- イ. 定期点検など契約作業について、予め発注者受注者間でその予定を定めた場合、その時間帯に装置が使用されていないこと。
- ウ. 通常の保守作業に必要な光熱水料等を発注者の負担において提供すること。
- エ. 保守作業中に発注者の確認が必要な場合、速やかに受注者の要請に応じること。

IX. 報告義務

- ア. 受注者は、保守点検を実施した場合には任意の保守点検業務報告書を作成し、本院立ち合い者の確認を受けたのちに本院管理課用度第二係に提出するものとする。
- イ. 報告書には、保守点検の内容、交換部品の名称と数量、修理した場合はその詳細、保守点検以外に処理しなければならない事項等を記入するものとする。

X. 免責事項

- (1) 装置あるいはその使用に起因する発注者あるいは第三者の損害(間接損害、逸失利益を含む。)については、製造物責任法に基づく賠償責任の場合を除き受注者は一切の責を負わない。
- (2) データの保全措置を講じる責任は発注者が負うものとし、装置のデータ記憶装置、その他の記憶媒体などに存在するデータ、プログラム、設定条件などの損傷、滅失については、製造物責任法に基づく損害賠償責任の場合を除き受注者は一切の責を負わない。
- (3) 天災地変、交通事情など不可抗力により受注者が保守業務を実施できなかったことによる損害については、受注者はその責を負わない。

XI. 守秘義務

- (1) 発注者及び受注者は、この契約に基づき知り得た相手方の技術上、医療上又は経営上の秘密（以下「秘密情報」という。）並びに相手方及び相手方の顧客についての一切の情報（以下「個人情報」という。）を秘密として保持し、相手方の事前承諾なしに第三者に一切開示、遺漏せず、この契約履行の目的以外に使用してはならない。但し、開示時点に公になった情報は秘密情報から除くものとする。
- (2) 発注者は、受注者が納入したソフトウェア、取扱説明書、その他の資料に関する受注者の権利を尊重し、受注者の事前承諾なくその複製、他の機器への使用、公表等通常の使用以外の目的に使用してはならない。
- (3) 発注者及び受注者は、相手方から開示された秘密情報及び個人情報について、相手方から要求があった場合及びこの契約が終了した場合には、直ちに相手方に返却するものとする。

無償交換部品等 一覧

① 硝子体手術装置 コンステレーションビジョンシステムLXT

部品

製品コード	部品名
212-3245-502E	CVS フルディスプレイ モジュール
212-1008-502E	CVS AUX イルミネータ ASSY
212-1047-501E	CVS TT イルミネータモジュール
212-1023-501S	CVS ニューマテック モジュール
212-1004-501	CVS トレイアーム
212-1010-501FS	CVS Hostモジュール HDMI
212-1037-501S	CVS U/Sシアテルミ モジュール
212-1016-501FS	CVS パワーコントロール モジュール
212-1220-502S	CVS ディスプレイアーム関節部 ASSY
212-2172-501S	CVS INFマニフォールド ASSY
562-1564-501E	PP コアモジュール ASSY CR
212-3338-501FS	コンステレーション キセノンバルブ

アクセサリ

製品コード	部品名
8065751587	コンステレーション/INFINITI用 Neosonix Ozilハンドピース *
8065750121	コンステレーション/INFINITI用 U/Sハンドピース *
8065751755	INTREPID AutoSertIOL インジェクター *
8065750888	コンステレーション用 フラグマトーム ハンドピース *
8065750977	コンステレーション フットスイッチ
8065750968	コンステレーション リモートコントロール

*プレミアムリペアサービス契約は4種合わせて年間合計2本まで交換が可能

② 白内障手術装置 センチュリオンビジョンシステム

部品

製品コード	部品名
215-1660-504S	CNVS フルディスプレイ メカ ASSY
215-2736-501S	CNVS AI ASSY
215-1100-503	CNVS ホストモジュール ASSY
215-1091-502S	CNVS トレイアーム ASSY
215-1007-502S	CNVS フルディスプレイ CTRL ASSY
215-1819-001	CNVS AI ケーブル W134
215-1009-501S	CNVS ウルトラサウンド ASSY
200036604	CNVS ウルトラサウンド ASSY CAFE2
200046492	CNVS PCBA, MFIO, 4FS
215-2421-001	CNVS パワーサプライ MARTEK

アクセサリ

製品コード	部品名
8065752914	ACTIVE SENTRY ハンドピース *
8065751587A	INFINITI用 Neosonix Ozil ハンドピース *
8065751761	CENTURION Ozil ハンドピース *
8065751755	INTREPID Auto Sert IOL インジェクター *
8065751762	CENTURION フットスイッチ
8065752572	GLOBAL フットスイッチ
8065751774	CENTURION リモートコントロール

*プレミアムリペアサービス2契約は3種合わせて年間合計2本まで交換が可能

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

- 第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

- 第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。
- 2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

- 第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

- 第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

- 第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

- 第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

- 第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

- 第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

- 第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

- 第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。